

1月NEWS

① 税制情報

平成30年12月21日、平成31年度税制改正大綱が閣議決定されました。

中心は、「研究開発税制の拡充・延長」「小規模宅地特例の厳格化」「譲渡所得の空き家特例で老人ホーム入所に係る居住要件の見直し」「公益法人等の貸倒引当金の割増特例の廃止」「役員給与の業績連動給与の手続要件の見直し」などです。また、「消費税率10%への引上げを平成31年10月に確実に実施する」と明記されました。

その中で資産課税について平成31年度税制改正の大綱の概要を記載致します。

【資産課税】

① 個人事業者の事業承継税制の創設等

・平成31年1月1日から平成40年12月31日までの10年間の時限措置として創設されます。当該期間に特定事業用の土地・建物・機械等を取得し、事業を継続していく場合は担保の提供を条件に、認定相続人（承継計画に記載された中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の規定により認定を受けた後継者）が納付すべき相続税・贈与税のうち、相続等により取得した特定事業用資産の課税価格に対応する部分の相続税・贈与税額が猶予されます。

・法人の事業承継税制に準じた事業継続要件の設定などにより制度の適正性の確保を図ります。

・現行の事業用小規模宅地特例との選択適用です。また現行の事業用小規模宅地特例について、相続前3年以内に事業の用に供された宅地を原則として除外することで適正化を図ります。

② 教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与非課税措置の見直し

・教育資金の一括贈与非課税措置について、受贈者の所得要件の設定や用途の見直しを行う一方、30歳以上の就学継続には一定の配慮を行い、適用期限が2年延長されます。

・結婚・子育て資金の一括贈与非課税措置について、受贈者の所得要件設定を行い、適用期限が2年延長されます。

なお、記載内容は一部となりますので、詳細は、財務省ホームページの「平成31年度税制改正の大綱」を参照して下さい。

②1月の主な税務

1月の申告や提出の主なものは以下の通りですのでご確認ください。

提出期限等	内容
1月10日	12月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
1月21日	納期の特例適用者の源泉所得税の納付（7月～12月徴収分）
1月31日	11月決算法人の確定申告
	2月、5月、8月、11月の決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告
	法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告
	5月決算法人の中間申告の半期分
	消費税の年税額が400万超の2月・5月・8月決算法人・個人事業者の3ヶ月ごとの中間申告
	消費税の年税額が4,800万超の10・11月決算法人を除く法人・個人事業者の1ヶ月ごとの中間申告（9月決算法人は2ヶ月分）
	所得税の法定調書及び同合計書の提出 給与支払報告書の提出
固定資産税の償却資産の申告	

③スタッフの一言

新年明けましておめでとうございます。

旧年中は、多くの方々にご支援を頂き、心より感謝申し上げます。

本年も充実した一年となるよう更なる努力をしておりますので、ご指導の程、宜しく
お願い致します。皆様の益々の御多幸、御繁栄をお祈り申し上げます。

本年も何卒宜しくお願い申し上げます。

野崎